

和光市と東松山市との災害時における相互応援に関する協定書

和光市と東松山市（以下これらを「協定都市」という。）は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第67条の規定に基づき、災害時における応急対策および復旧対策(以下「応急対策等」という。)に係る相互の応援に関し、つぎのとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、協定都市のいずれかの地域において地震等の大規模な災害が発生し、被災した当事者（以下「被災都市」という。）が単独では十分な応急対策等が実施できない場合に、被災都市の要請による応急業務が円滑に実施できるよう、必要な事項について定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 被災都市が要請することができる応援の内容は、つぎのとおりとする。

- (1) 被災者の救出、救護、医療、防疫ならびに施設の応急復旧等に必要な資器材および物資の提供およびあつせん
- (2) 食糧、飲料水および生活必需物資ならびにそれらの供給に必要な資器材の提供
- (3) 救援および救助活動に必要な車両等の提供およびあつせん
- (4) 消火、救援、医療、防疫その他応急対策等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティア等のあつせん
- (6) 被災者を一時的に収容するための施設の提供
- (7) 被災児童および生徒の応急教育の受入れ
- (8) 情報支援として、被災都市の住民からの問い合わせの一時受付、災害広報の発行、被災都市のホームページの作成・掲示等
- (9) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認められる事項

(要請の手続)

第3条 被災都市が応援を要請する場合には、つぎの事項を明らかにして、電話その他通信手段により応援都市（以下「応援を行う当事者」をいう。以下同じ。）に通知し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量
- (4) 応援を希望する期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(経費の負担)

第4条 応援に要した経費は、原則として被災都市の負担とする。ただし、本協定の趣旨を踏まえ、応援都市も応分の負担をするものとし、その負担は被災状況等を勘案し、双方で協議して定めるものとする。

2 被災都市が前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、被災都市から要請があった場合には、応援都市は当該費用を一時立て替えるものとする。

(連絡の窓口)

第5条 被災都市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生した時は、相互に連絡するとともに、必要な情報を相互に提供するものとする。

(損害補償等)

第6条 応援活動に従事した職員の損害補償等については、つぎに掲げる方法により処理するものとする。

- (1) 応援活動に従事した職員が、応援活動中または被災都市との往復途中において、負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合は、応援都市がその損害を補償するものとする。
- (2) 応援活動に従事した職員が、応援活動中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が被災都市との往復途中に生じたものを除き、被災都市がその損害を補償するものとする。

(自主的活動)

第7条 協定都市は、大規模な災害が発生したにもかかわらず、通信の途絶等により被災都市と連絡が取れない場合は、被災都市からの応援要請があったものとして自主的に応援活動を実施するものとする。

(職員指揮権)

第8条 応援都市から派遣された職員が被災都市の地域内で活動する場合は、被災都市の長の指揮の下に活動するものとする。

(訓練等)

第9条 協定都市は、この協定が災害時に有効に機能するよう、平常時において相互に情報を交換するとともに、災害時に効率的な相互応援ができるよう相互に協力して訓練を実施するものとする。

- 2 前項の訓練等へ参加および協力した職員の損害補償等については、第6条の規定を準用する。
- 3 協定都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。
- 4 協定都市は、この協定について、平常時から双方の地域住民に対して周知を行い、地震等の大規模な災害を想定した訓練を実施するときは、訓練の参加等を積極的に促すものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関して疑義が生じたときは、協定都市が、その都度協議して定めるものとする。

(施行期日)

第11条 この協定は平成24年 9月28日から施行する。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成24年 9月28日

埼玉県和光市広沢1番5号
和光市
和光市長

埼玉県東松山市松葉町1丁目1番58号
東松山市
東松山市長